

## 【別紙2】

### 審査の結果の要旨

氏名 福永 有夏 (ふくなが・ゆか)

今日、国際社会の法制度化と紛争処理の司法化が同時に進行しているが、世界貿易機関(WTO)の紛争処理制度と投資仲裁制度は司法化の代表例である。これらの紛争処理制度は、紛争の焦点となっている国際経済協定上の規則違反の有無を認定し、違反を認定した場合にはその是正や救済を義務づけることにより、紛争の解決と同時に国際経済協定の遵守確保に貢献している。それと同時に、これらの紛争処理制度が成功を収めるにつれて、これらによる国際経済協定の遵守確保が、非経済分野の国際法規則や国内法秩序との間で緊張を生じているとの批判が出されるようになってきた。本論文は、この二つの紛争処理制度を取り上げて、紛争処理制度を通じた国際経済協定の遵守確保をめぐる二つの主題に取り組んでいる。第一に、WTO紛争処理制度と投資仲裁制度が国際経済協定の遵守確保に果たしている役割とその限界を明らかにすることである。第二に、WTO紛争処理制度と投資仲裁制度による国際経済協定の遵守確保が、非経済分野の国際法規則や国内法秩序との間で緊張を生じているのか、仮に緊張を生じているならばそれをいかに克服ないし回避しうるかを明らかにすることである。本論文は、いずれの主題に取り組むにあたって、鍵となるのは紛争処理制度の手続の細部がどのように定められ、また実際にどのように運用されているかであると捉え、WTO紛争処理制度と投資仲裁制度の手続の詳細とその運用実態を包括的かつ実証的に分析することを通じて、上記二つの主題に答えようとするものである。

以下、各章の内容を要約する。

第一部では、WTO紛争処理制度と投資仲裁制度による国際経済協定の遵守確保というテーマを国際法学のより一般的な議論の文脈に位置付けるために、国際法の遵守や国際社会の法制度化について一般的に論じる。第一章は、国家が自発的に国際法を遵守する要因を検討する。そして、国家は、国際法規則が国家の利益や規範意識に合致するよう形成され解釈・適用される時、当該規則を自発的に遵守すると論じる。しかし、国際社会の法制度化の進展により、国家が意図していなかった法的判断が下るなどして、国際法の合意法秩序としての基盤が揺らいでいる。そのため、規範意識を導き出す合意以外の要因として、国際法過程の正統性と結果の妥当性が重要となっている。

第二章は、国際社会の法制度化が進み、国際法規則の遵守確保のための国際制度が多数

登場していることに注目する。そして、それらの中でも特に紛争処理制度が、国際法規則の遵守確保に重要な役割を果たすようになってきていることを指摘する。

第三章では、以上の分析を総括し、第二部での検討の視点を明確にする。筆者によれば、国際経済協定の紛争処理制度は遵守確保に重要な役割を果たしている。そして、紛争処理制度による国際経済協定の遵守確保が、非経済分野の国際法規則や国内法秩序との間で緊張を生じているとの批判がある。こうした緊張が高まれば、紛争処理制度の正統性や妥当性が損なわれ、ひいては国際経済協定の自発的な遵守に悪影響が及ぶおそれがある。そこで、紛争処理制度が十分な遵守確保機能を発揮するためには、こうした緊張を回避ないし克服し、制度の正統性と妥当性を確保する必要があることを指摘する。

第二部では、本論文の二つの主題に答えるため、WTO紛争処理制度と投資仲裁制度の手続の詳細とその運用実態を包括的かつ実証的に分析する。第一章は、紛争処理手続に関与する主体（当事者、審理者、関心者）を分析する。いずれの紛争処理制度でも、手続を主導するのは当事者（WTO紛争処理手続では申立国、被申立国と第三国、投資仲裁制度では申立人である外国投資家と被申立人である投資受入国）である。どの範囲の主体が当事者になり得るかを検討することで、これらの制度の国際経済協定遵守確保機能の外延が明らかになる。また、これらの紛争処理制度を通じた国際経済協定の解釈・適用過程の正統性や結果の妥当性の観点から、審理者（パネルと上級委員会、投資仲裁人）の選任方法や権限、関心者（企業、市民）の紛争処理手続への関与がどのように評価されるかを検討する。

第二章は、紛争処理手続における審理の対象と方法を分析する。いずれの紛争処理制度でも、審理の対象は申立国又は申立人により決定されるが、紛争解決という制度の目的に照らして、対象には一定の限界が課されている。WTO紛争処理制度では被申立国の国内法が検討の対象となることがあるが、国内法のWTO協定適合性の検討には一定の謙抑性が認められる。投資仲裁制度では、国内法が申立人に適用された事例で、その事例限りで国内法の国際投資規則適合性が検討されるにとどまる。審理の方法については、WTO紛争処理制度、投資仲裁制度のいずれも、おおむね謙抑的な審理を行って、国内法秩序との緊張を回避している。非経済分野の国際法規則については、いずれの紛争処理制度もこれを考慮して国際経済協定を解釈・適用するという方法で、緊張をおおむね回避している。

第三章は、救済の内容と実施確保を分析する。WTO紛争処理制度では、被申立国の措置のWTO協定違反が認定されると違反措置の是正が求められるため、紛争の解決とWTO協定の遵守確保が同時に実現する。投資仲裁制度では、被申立人である投資受入国の措置の国際投資規則違反が認定されると、違反の是正ではなく損害賠償の支払いが命じられるため、紛争解決が国際投資規則の遵守確保を直接実現するわけではない。救済の実施確保についてはWTO紛争処理制度、投資仲裁制度のいずれもそのための仕組みを設けているが、その実効性は限られており、国際経済協定の遵守は最終的には被申立国又は被申立人の自発的意思に委ねざるを得ない。

終章では、本論文の結論が述べられる。第一の主題については、WTO紛争処理制度は、WTO協定の遵守確保に多大な貢献をしているものの、制度が個別具体的な紛争の解決を目的としていること、WTO協定違反の是正が違反国の自発的意思に委ねられていることなどから、その遵守確保機能には限界もある。投資仲裁制度では、外国投資家が被った損失の救済が目指されるため、遵守確保機能はさらに限定的である。第二の主題については、WTO紛争処理制度と投資仲裁制度は、非経済分野の国際法規則を考慮に入れて国際経済協定を解釈・適用したり、被申立国又は被申立人の国内法に対して謙抑的な審理を行ったりすることを通じて、非経済分野の国際法規則や国内法秩序との緊張をおおむね回避している。したがって、これらの制度による国際経済協定の遵守確保が、非経済分野の国際法規則や国内法秩序との間で緊張を生じているとの批判は、国際経済紛争処理制度の実態を踏まえているとは必ずしも言えない。ただし、これらの制度に問題がないわけではない。紛争処理制度による国際経済協定の遵守確保が、最終的には違反国の自発的意思に委ねられている以上、紛争処理制度の正統性と妥当性を一層高めるための改善が望まれる。

以上が本論文の要旨である。

本論文の長所としては、以下の三点を挙げることができる。

第一に、WTO紛争処理制度と投資仲裁制度の手続とその運用実態について、きわめて包括的で綿密な実証分析を行い、両制度の手続的特徴を明らかにすることによって、両制度が国際経済協定の遵守確保に果たしている役割とその限界、両制度による国際経済協定の遵守確保と非経済分野の国際法規則や国内法秩序との間の緊張の回避可能性、という二つの主題について説得力のある答えを導いている。特に、後者の主題をめぐっては、学説上も実務上も議論が紛糾しているが、それについて、紛争処理制度による国際経済協定の遵守確保と非経済分野の国際法規則や国内法秩序との間の緊張は、実際にはおおむね回避されていると指摘したのは重要である。

第二に、第二部の実証分析では、WTO紛争処理制度と投資仲裁制度を取り上げて、それらの手続と運用実態のきわめて細密な比較を行っている。手続に関与する主体、審理の対象と方法、救済の内容と実施確保、という三つの切り口から、両制度の手続的特徴を鮮やかに描き出している。学術文献の渉猟も徹底的である。WTO紛争処理制度と投資仲裁制度は、最近の国際経済法学で特に注目を集めている紛争処理制度であり、それぞれの手続の特定の側面やその運用実態に焦点を当てた先行研究は存在する。しかし、これほど体系的で、包括的かつ綿密な実証分析に基づいて両者を比較検討した研究は、世界でも類を見ない。本論文は、WTO紛争処理制度と投資仲裁制度の比較分析として重要な学術的価値を有する。

第三に、WTO紛争処理制度と投資仲裁制度の将来のあり方について、これらの制度による国際経済協定遵守確保の現状とその限界を踏まえつつ、制度の正統性と妥当性を一層高めるという視点から、随所での確な改革の方向性を提示しており、このテーマに関する

政策論としても実践的な価値が認められる。

もっとも、本論文にも疑問点がないわけではない。

第一に、第一部はWTO紛争処理制度と投資仲裁制度による国際経済協定の遵守確保というテーマを国際法学のより一般的な議論の文脈に位置付けようとする部分だが、第一部が本論文の中心をなす第二部にとってどのような意味をもつかがわかりやすい記述に必ずしもなっていない。

第二に、紛争処理制度による国際経済協定の遵守確保と非経済分野の国際法規則や国内法秩序との緊張の回避可能性という第二の主題に関して、本論文はWTO紛争処理制度と投資仲裁制度の手的特徴の分析からこうした緊張は実際にはおおむね回避されていると結論するが、このような検討で十分かについては疑問がないわけではない。

第三に、WTO紛争処理制度と投資仲裁制度の比較において、分析がやや平板な箇所が散見される。例えば、申立国又は申立人に関しては、WTO紛争処理制度ではWTO加盟国が申立国に、投資仲裁制度では外国投資家が申立人になるが、本論文ではこうした違いを指摘するにとどまり、なぜそのような違いが生じたかについての踏み込んだ検討は行われていない。

しかし、これらの疑問点は、長所として述べた本論文の価値を大きく損なうものではない。以上から、本論文は、その筆者が自立した研究者としての高度な研究能力を有することを示すものであることはもとより、学界の発展に大きく貢献する特に優秀な論文であり、本論文は博士（法学）の学位を授与するにふさわしいと判定する。